## ○排水設備工事の留意点

以下に「軽井沢町排水設備ハンドブック 2005年度版 」掲載内容についての留意事項を記載します。ハンドブックと併せてご確認ください。

## 1. 阻集器について

飲食店・食品加工など油脂を下水道に流す恐れのある場合は、グリーストラップを必ず設置してください。

また、使用者に対し維持管理の方法・頻度について十分な説明をおこなってください。

### 2. ディスポーザー

ディスポーザー排水は大量の生ごみを排出するため、公共下水道の管渠・処理施設の負荷が増大します。当町においてはディスポーザー排水を原則禁止としています。

※浄化槽を使用する場合おいてもディスポーザーは使用しないでください。

#### 3. 排水槽及び排水ポンプの留意点

ホテル・旅館・マンションなど一度に大量の排水をする場合、下水道管渠の流れが阻害され、上流からの流れが滞る等の悪影響を及ぼす恐れがあります。大量の排水が想定される場合は、排水槽及び排水ポンプを設けて排水量の調整をおこなうようにしてください。

併せてポンプの運転時間についてこまめに運転することとし、下 水道管渠の負荷軽減に努めてください。

## 4. 土被り

宅地内においては排水管の土被りを50cm以上確保することとしてください。ただし、凍結の被害が想定される場合は凍結防止対策をおこなってください。

### 5. 目皿付きトラップますについて

新築工事において新たに排水設備を設置する際は、公共下水道処理施設への負荷軽減のため、雑排水系統に目皿付きトラップますの設置にご協力ください。

改築工事等においては、排水器具に器具トラップ及びストレーナーが設置されていない場合は、雑排水系統に目皿付きトラップますを設置してください。

#### 6. 浄化槽からの切り替えについて

浄化槽から下水道に切り替える際に既存管を利用する場合は、排水管の土被り、管径など町の基準を満足しているか確認してください。

また、排水器具に器具トラップ及びストレーナーが設置されていない場合は、雑排水系統に目皿付きトラップますを設置してください。

## 7. 排水設備の検査

排水設備の検査にあたっては、特に下記内容について確認します。

- (1) 公共ますの接続
- (2) 目皿付きトラップますの設置状況 (新築および必要箇所)
- (3) 起点ますの土被り
- (4) 特殊設備(除害設備・排水ポンプなど)

#### 8. 排水設備の管理区分

衛生器具等から公共ますに至るまでの排水設備については、使用者の管理となります (公共ます以降の下水道施設については町で管理)。施工にあたっては維持管理が容易な構造にするとともに、使用者に管理方法について十分な説明をおこなってください。

R05.12 以下追記

9. 大規模な集合住宅及び宿泊施設の排水設備

原則、分流式とし雑排水系統と汚水系統に分け、雑排水系統には 目皿を設置してください。

ただし、敷地条件や建物の構造などにより、貯留槽を設け汚水ポンプで公共マスへ接続する場合は、合流式とすることもやむを得ないこととします。

この場合は、留意事項の3を併せて参考としてください。

# 10. 温泉排水の考え方

温泉排水についての問い合わせが多いため基本的な考え方として 以下を参考としてください。放流及び下水道への接続については、 あくまで、「できる」ものとしてお考えいただき、条件により判断が 異なることをご了承下さい。

- ① 浴槽については、水質が環境基準を満たしていれば、直接、河川及び地下浸透などができる。
- ② 浴場の洗い場については、公共下水道への接続や合併浄化槽での処理が必要です。
- ③ 温泉排水をやむを得ず公共下水道(農業集落排水含む)へ接続する場合は、施設管理者による水質確認が必要となります。
- ④ その他の諸条件(温泉メーターの設置、湯温など)については、 町及び関係機関との調整・協議となりますのでご承知おきください。

参考) 水質基準について (R06.1.31 追記)

長野県ホームページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/suish itsu/kaise.html

附記

令和5年10月20日 初版(令和5年3月掲載を刷新)

令和5年12月5日 一部修正および追記

令和 6 年 1 月 31 日 追記